

子ども・子育て支援金制度について

1 制度の背景等

急激な少子化・人口減少により、我が国の経済・社会システムを維持することが困難となる状況に鑑み、国は、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において「こども・子育て支援加速化プラン」を取りまとめました。

同プランに盛り込まれた施策を着実に実行するに当たり、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯への支援の拡充及び共働き・共育での推進を図るとともに、その財政基盤を確保するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設され、当該制度に係る規定が令和8年4月1日から施行されます。

2 制度の概要

令和8年度から、国は、児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付等子育て世帯の経済支援に充てるため、子ども・子育て支援納付金（以下「支援納付金」といいます。）を医療保険者から徴収することとし、医療保険者は、被保険者に対し、医療保険料と併せて子ども・子育て支援金（以下「支援金」といいます。）を賦課・徴収することとなります。



支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし医療保険者が設定することとされ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する軽減措置（所得階層別の7割、5割、2割の軽減率）、支援金の額に一定の限度を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施することとされています。

国民健康保険における支援金については、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額には10割軽減の措置を講じることとされています。

この措置に対し、未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもに係る10割分については、対象となる子ども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、関係政省令の整備等が検討されています。

3 支援金による被保険者への影響

国の試算によると、国民健康保険の被保険者1人当たり支援金の平均月額は、令和8年度が250円、令和9年度が300円、令和10年度が400円となる見込みです。

【令和7年1月全国こども政策関係部長会議資料（こども家庭庁）】

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 〔(参考)被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔(参考)被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔(参考)被保険者一人当たり 800円〕
協会けんぽ	250円 〔(参考)被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔(参考)被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考)被保険者一人当たり 700円〕
健保組合	300円 〔(参考)被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔(参考)被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔(参考)被保険者一人当たり 850円〕
共済組合	350円 〔(参考)被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔(参考)被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔(参考)被保険者一人当たり 950円〕
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考)一世帯当たり 350円〕	300円 〔(参考)一世帯当たり 450円〕	400円 〔(参考)一世帯当たり 600円〕
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

4 今後のスケジュール（予定）

国では、令和8年4月1日の制度開始に向け、医療保険料と併せた賦課・徴収の方法について、医療保険者の意見を踏まえ、実務面の整理、政令・府省令の整備等を進めていくとされています。

市では、国の動向を注視しつつ、支援金制度に対応したシステム改修等の作業を進めるとともに、令和8年3月定例会において亀山市国民健康保険税条例の一部改正について提案する予定です。

時 期	国	市
令和7年7月～9月	条例参考例の発出	亀山市国民健康保険運営協議会への制度説明
10月～12月	・政令、府省令の公布 ・納付金算定ガイドライン発出	・支援金制度に対応したシステム改修 ・条例改正案の検討
令和8年1月～3月	地方税関係政令の公布	・国民健康保険運営協議会への諮問・答申 ・3月定例会への条例改正提案
4月1日	子ども・子育て支援金制度開始	
7月		令和8年度国民健康保険税賦課